

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 軽費老人ホーム事務費補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 知事は、老人福祉の増進を図るため、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人（以下「社会福祉法人以外の法人」という。）が設置する軽費老人ホーム（以下「施設」という。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金交付の対象等)

第2条 補助の対象となる経費及び補助金交付額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請等)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて毎年度4月5日までに知事に提出して行うものとする。ただし、対象となる施設が年度途中で開設される場合にあっては、開設後速やかに交付申請を行うものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を申請し、その決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の交付を受けようとする場合には、変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添え、当該年度の3月10日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定に基づく申請書の提出を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定をし、その内容を補助事業者へに通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助の対象となる事務費は、施設を運営するために必要な職員（指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介

護をいう。以下同じ。)を行う施設にあつては、指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者を除く。)の俸給、職員手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等並びに退職給付引当金、修繕積立金、備品等購入積立金、施設整備等積立金及び拠点区分間繰入金(本部会計が当該施設と同一拠点区分内のサービス区分の一つとして設定されている場合はサービス区分間繰入金)のうち本部会計への繰入金に相当する経費に充当する経費とする。ただし、食糧代に充当する経費を含まないものとする。

なお、社会福祉法人以外の法人において、会計処理方式として平成12年3月10日老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」老人保健福祉局老人福祉計画課長通知の別紙「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」を適用する場合は、「退職給付引当金」を「退職給与引当金」に、「拠点区分間繰入金(本部会計が当該施設と同一拠点区分内のサービス区分の一つとして設定されている場合はサービス区分間繰入金)のうち本部会計への繰入金に相当する経費」を「本部会計区分繰入金」に、平成16年8月19日医政発第0819001号「病院会計準則の改正について」医政局長通知の別添「病院会計準則」を適用する場合は、「拠点区分間繰入金(本部会計が当該施設と同一拠点区分内のサービス区分の一つとして設定されている場合はサービス区分間繰入金)のうち本部会計への繰入金に相当する経費」を「本部会計繰入金」にそれぞれ読み替えるものとする。

- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでに知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 知事は、第3号の規定に基づき知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付することを命ずることができる。
- (6) 補助事業者は、香川県の県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)を滞納してはならない。また、補助事業者が給与支払者で所得税の源泉徴収義務者である場合には、従業員の個人住民税の特別徴収を実施しなければならない。

- (7) 補助事業者は、知事の求めに応じて補助事業に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助事業に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、翌年度4月20日までに事業実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、条件等に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、これを当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の通知を受けた補助事業者は、知事が別に定める日までに請求書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めたときは、補助金の一部又は全部の概算払をすることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年8月13日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。
2 軽費老人ホーム（A型）事務費補助金交付要綱（昭和54年8月20日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月17日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年３月４日から施行し、平成１６年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、平成２０年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年２月２６日から施行し、平成２０年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年９月１日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 令和９年３月３１日までの間、改正前の別表補助金交付額の項①及び②の規定により計算した額（令和８年３月１日時点のサービスの提供に要する費用（月額）により

計算した額とする。以下「改正前額」という。)が改正後の別表補助金交付額の項①の規定により計算する額(サービスの提供に要する基本額(月額)により計算した額とする。以下「改正後額」という。)を超える場合には、同項に定めるもののほか、改正後額と改正前額との差額(当該額が改正前の別表補助金交付額の項②の規定により計算した民間施設給与等改善費の額を超えるときは、当該民間施設給与等改善費の額)を補助金交付額とする。

附 則

この要綱は、令和8年7月14日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別 表

補助対象経費	補助対象経費は、以下の①及び②の合計額とする。 ① 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、平成21年2月24日付け20長寿第49477号「軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて」（香川県健康福祉部長通知）に基づき徴収すべき事務費（サービスの提供に要する費用）の一部を減免した経費（以下「基礎事務費補助額」という。） ② 軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金・手当・賞与等（以下「賃金等」という。）の改善等に充当し、もって介護職員等の処遇改善を図るための経費（以下「介護職員等処遇改善費」という。）
補助金交付額	① 基礎事務費補助額 この補助金の交付額は、施設ごとに事務費実支出額と事務費基準額（サービスの提供に要する費用）とを比較し、いずれか少ない方の額から本人からの費用徴収額を控除して得た額とする。 （注）新たに事業を開始した施設については、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、次により算出した額を補助金交付額とする。 $\text{事務費助成基準額（月額）} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{30 \text{ 日又は当該月の実日数}}$ ② 介護職員等処遇改善費 下のア、イのうちいずれか少ない額 ア 次に掲げる額の合計額 （1） 下表による介護職員の配置基準数 × 9,000 円 × 賃金等の改善等を行った月数 （2） 賃金等の改善実施期間における各月の下記の額の合計額に 0.0116 を乗じて得た額 サービスの提供に要する費用（月額） × 一般入所者の数 （3） 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業を踏まえた下記の計算額（令和7年12月から令和8年5月相当分） 次の1～3の合計額 1 職員数 × 10,000 円 × 6月 2 生産性向上や協働化に係る取組を実施している場合 介護職員数 × 5,000 円 × 取組実施月数 3 職場環境改善に係る取組を実施している場合 介護職員数 × 4,000 円 × 取組実施月数 （4） 令和8年度介護報酬改定を踏まえた下記の計算額（令和8年6月から令和9年3月相当分） 次の1～3の合計額 1 職員数 × 10,000 円 × 10月 2 生産性向上や協働化に係る取組を実施している場合 介護職員数 × 7,000 円 × 取組実施月数

3 介護職員の定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施する場合
介護職員数 × 2,000 円 × 取組実施月数

イ 実際の賃金等の改善等に要した額

施設の種別	一般入所者の数	介護職員の配置基準数（人）
A 型	80 人以下	4
ケアハウス	30 人以下	1
	30 人を超え、80 人以下	2
	80 人を超え、120 人以下	3

- （注） 1. 「一般入所者の数」は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
2. 一般入所者の入所日数が 0 となる月は、「開設月数」に算入しない。
3. 「職員数」は、当該年度の軽費老人ホームに係る職員数を各開設月において常勤換算し、合計した数を、開設月数で除した数とする。
4. 「介護職員数」は、当該年度の軽費老人ホームに係る介護職員数を各開設月において常勤換算し、合計した数を、開設月数で除した数とする。

